

岩手県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第6号

岩手県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

岩手県公益認定等審議会条例（平成20年岩手県条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。